

令和6年12月9日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<p><陳情の要旨></p> <p>①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。</p> <p>②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通知するなど指導を徹底してください。</p> <p>③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。</p> <p><陳情理由></p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。</p> <p>全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p>			

陳情番号	49	付議年月日	6.9.24
件名	現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	二宮町二宮630 深尾文彦外504人		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地は新規に町役場庁舎の敷地として利用するために二宮町への売り払いが予定されているが、それは中止していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>第一に、同地の売り払いは果樹公園の廃止を意味するからです。</p> <p>果樹公園は子供からお年寄りまで誰もが自然を感じてリラックスできる貴重な場所です。樹木の伐採や環境変更は自然のバランスを崩し、大切なやすらぎの場を失うこととなります。</p> <p>環境問題についてどう考えているかと質問された町の職員は、吾妻山とラディアン周辺（同地を含む）に二つに分けるのが町の基本方針である旨述べていますが、「環境問題は吾妻山公園があるので問題ない」で済む問題などではないと思います。</p> <p>明治41年に神奈川県農事試験場園芸部（初代場長富樫常治）として二宮に完成し、菊水・幸水・豊水等多くの新種が誕生した。そして後に梨・桃原木群は県天然記念物に指定されている様な歴史的な果樹公園です。</p> <p>第二に、ラディアン周辺（同地を含む）に新庁舎を含む複数の建物（既存のラディアンの改修を含む）からなる複合施設の建設が予定されていますが、これには次に述べるような大きな問題があります。</p> <p>その1）同複合施設には防災支援機能を果たすことが目玉として期待されていますが、ラディアン周辺はそれに不適切なこと、この上ないです。</p> <p>ラディアン周辺は過去から度々、葛川氾濫による浸水被害に遭って、土砂崩れも発生しています。今年の台風10号による浸水も過去を知る者にとっては、決して珍しいものではありません。</p> <p>大規模な地震により津波が発生した場合は、葛川を遡上するおそれもあります。ちなみに、軟弱地盤であることから予定されている杭打ち工事の難航も予想されます。</p> <p>その2）同複合施設の総事業費は現在でも56億3千万円であり、町民の過重負担を招来するのは必定です。町長は「町民の税負担率は法定されており、心配ない」旨述べていますが、町民の実質的な財政負担を無視するもので、詭弁の一種です。先の浸水の排除を消防団に（内々に）頼もうとしても、「命令がないからダメだ」と諦めた話があります。これは、町の財政上の貯蓄を増やす等のために町民に負担をしわ寄せしている現実を示しているものと考えております。</p> <p>以上です。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>			

陳情番号	54	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。</p> <p>しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。</p> <p>その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。</p> <p>しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。</p> <p>その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。</p> <p>現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。</p> <p>したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。</p> <p>再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか</p>			

かっているのが実情です。2024年9月26日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から58年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年10月23日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から38年が経過しています。

日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、2024年（令和6年）3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）10月の時点で、すでに420を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。